

業 務 仕 様 書【共通】

業務名 大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務

1 業務の目的

大倉山ジャンプ競技場（ラージヒル）（別添1：位置図参照）と宮の森ジャンプ競技場（ノーマルヒル）の両競技場は、これまで様々な国際大会が開催され、また、国が指定するナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点（NTC）として選手の強化や育成の拠点にもなっている。さらには、札幌オリンピックミュージアムが併設されるなど市内有数の観光施設にもなっている。

そうしたなか、ジャンプ台の形状が現行の国際競技規則に適合しておらず、今後、継続して国際大会を誘致できない可能性がある。

本市では、ウインタースポーツ都市札幌を象徴する両競技場が、今後もその機能や価値を維持・向上していくことを目指し、令和7年1月に「大倉山ジャンプ競技場等に係る改修の考え方」を公表するとともに、同年6月に「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修基本設計等業務」（以下、「基本設計」という。）に着手し、設計条件の整理や技術的な検討を行っている。

本業務では、国際スキー・スノーボード連盟（以下、「FIS」という。）の公認を受けるために実施するラージヒル改修工事に向けて、基本設計の成果を基に数量の算出等、より詳細な設計を行うことを目的とする。

2 技術協力について

本業務は、国土交通省による「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和7年2月）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく技術提案・交渉方式の適用業務であり、本市が別途契約する技術協力業務の受託者である優先交渉権者（以下、「優先交渉権者」という。）の技術提案に対して、設計者は内容の確認及び評価を行い、発注者の指示に基づき設計に反映するものである。このため、以下の業務の実施を予定しており、優先交渉権者の選定後に技術提案内容に応じて担当職員と具体的な業務内容及び契約額の変更に関する協議を実施するものとする。

なお、これによらない事項についてはガイドラインによるものとする。

(1) 設計協力協定

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修工事に関して、発注者、設計者、優先交渉権者が協力して優先交渉権者の技術提案に基づく設計を完成させるため、発注者、設計者、優先交渉権者の3者間で大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修工事に関する設計協力協定（別添2）を締結するものとする。

(2) 優先交渉権者の技術提案の確認及び評価

受託者は、本市が提供する優先交渉権者の技術提案、技術情報等について構造的・施工性・維持管理性・経済性等の観点から確認及び評価を行う。また、優先交渉権者の技術提案、技術情報等に疑義がある場合や不足資料がある場合は、担当職員に報告し指示を受けるものとする。

なお、優先交渉権者の技術提案の確認にあたり、事前に要求要件、設計・施工要件を示した条件明示書を作成し担当職員の確認を受けるものとする。

(3) 優先交渉権者の技術提案の反映

受託者は、担当職員の指示に基づき、優先交渉権者の技術提案、技術情報等を設計に反映する。

(4) 施工計画の確認

受託者は、本市が提供する優先交渉権者の施工計画について、設計との整合性の確認を行う。

また、優先交渉権者の施工計画に疑義がある場合や不足資料がある場合は、担当職員に報告し、指示を受けるものとする。

(5) 設計調整協議

受託者は、本市及び優先交渉権者と設計に関する調整協議を行う。協議回数は12回程度とし、担当職員が指示する場合は統括責任者が出席するものとする。

(6) 工事費用の確認・資料作成

受託者は、設計の進捗に応じて本市が作成依頼する優先交渉権者からの工事費用の見積に対して、以下の業務を行う。

ア 見積条件と設計の整合性について確認

イ 複数社の見積による価格等の比較や積算基準との乖離の有無など、優先交渉権者の提出する工事費用の見積の妥当性を本市が評価するために必要となる資料の作成

なお、各確認・検証に係る項目の選定については業務着手後の協議によるものとする。

また、令和8年9月30日（水）までに優先交渉権者と価格等の交渉を行うための工事費用の算出を完了させるために、本市及び優先交渉権者と調整し、必要となる設計成果を引き渡せるよう、計画的・効率的な業務履行スケジュールとすること。

3 業務履行期間

契約締結から令和9年3月26日（金）まで。

4 対象物件の概要

(1) 施設概要

施設名	大倉山ジャンプ競技場	宮の森ジャンプ競技場（参考）
種 別	ラージヒル	ノーマルヒル
構 造	鉄骨造（インラン部）	鉄骨造（インラン部）
竣工年度	1999年	1983年
規 模	ヒルサイズ 137m K点 123m 全長 368.1m 標高差 136.7m アプローチ 101m ランディングバーン 202.8m ブレーキングトラック 100.0m	ヒルサイズ 100m K点 90m 全長 334.7m 標高差 104.4m アプローチ 91.8m ランディングバーン 142.9m ブレーキングトラック 100.0m
関連施設	【スタートハウス】 鉄骨造地階鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建284.70㎡ 【飛形審判棟（ラージヒル用既設）】 鉄骨造地上4階建 353.28㎡ 【運営本部棟】 鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建 2,723.00㎡ 【電力・通信・給排水設備】 【競技関連設備】 人工降雪機、クーリングシステム 大型電光掲示板、屋外照明等	【スタートハウス】 鉄骨造 地上1階建 47.88㎡ 【飛形審判棟】 鉄骨造地上3階建 106.63㎡ 【運営本部棟】 木造地上3階建 436.41㎡ 【電力・通信・給排水設備】 【競技関連設備】 クーリングシステム、大型電光掲示板、屋外照明等

(2) 改修内容

ラージヒル改修

既存のラージヒルにおいて、インラン部が国際競技規則に合致していないことから、この規則に合致するようインラン部の改修を行い、FIS公認を恒久的に取得することを目的とする。

また、それに伴い、必要な構造物の改修および老朽化した競技設備の更新も併せて行う。

主な改修内容は、インラン部全面改修、競技関係構造物改修一式、設備関係改修一式である。

なお、「大倉山ジャンプ競技場等に係る改修の考え方」のとおり、将来的にラージヒルの北側にノーマルヒルを併設すること（以下、「デュアル化」という。）も考慮すること。

5 提出書類

(1) 着手時

- ア 業務着手届
 - イ 統括責任者等指定通知書
 - ウ 技術者経歴書（以下（ア）～（エ）に示す、技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。）
 - （ア）市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
 - （イ）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 - （ウ）雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
 - （エ）源泉徴収票
- ※これらの書類を提出できない場合（後期高齢者医療保険制度の被保険者の場合等）は、所属会社が発行した雇用証明書（証明日が3か月以内のものに限る）を証明書類として提出すること。

エ 業務工程表

(2) 完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品目録
- ウ 成果品（報告書等）

6 配置技術者・照査技術者資格要件

(1) 配置技術者

以下の工種毎に、それぞれの資格保有者を配置すること（再委託による配置技術者の確保は不可）。以下ア土木の配置技術者を統括責任者とする。なお、統括責任者は、札幌市がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、業務期間内に変更することは出来ない。

- ア 土木・・・以下（ア）、（イ）のいずれかの資格保有者
 - （ア）技術士（建設部門または総合技術管理部門-建設）
 - （イ）RCCM（（ア）に準ずる専門技術部門）
- イ 建築・・・一級建築士
- ウ 設備・・・設備設計一級建築士又は建築設備士

(2) 照査技術者

技術士（建設部門または総合技術管理部門-建設）、RCCM（準ずる専門技術部門）のいずれかの資格保有者を配置すること。

7 設計協議

着手時打合せ、成果品納入時には統括責任者が立ち会うものとし、中間打合せは8回とする。

8 関係機関協議

受託者は、設計を行うにあたり、本市とともに競技団体（全日本スキー連盟などを想定）や施設管理者等と協議を行い、協議結果を設計に反映させること。

なお、協議回数は10回程度を想定しており、協議資料・説明用資料は受託者が作成するものとする。

また、令和9年4月から想定している施工開始に向けて、FISの着工許可取得に必要な調整や資料作成を行うこと。

9 記録簿の作成

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、統括責任者と担当職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

10 設計根拠

受託者は計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

11 建設副産物

受注者は設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等を視点に取り入れた設計を行うこと。建設副産物の検討結果として、リサイクル計画書を作成すること。

12 成果品

各種報告書、検討書、打合せ記録簿、その他担当職員が必要と認めた資料等。

なお、取りまとめにあたっては、事前に担当職員と協議すること。

本業務においては電子納品の対象とする。

本業務において電子納品を運用することとし、札幌市電子納品運用ガイドライン（案）〔土木業務編〕と〔営繕業務編〕に基づいて行うものとする。以下のアドレスを参照すること。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/densinounhin/densinounhin.html>

作成したCAD図面のデータの提出については、dwg形式とJWW形式、PDF形式で行うこと。それ以外の形式を使用する場合には、担当職員と協議すること。

13 環境への配慮

- (1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚をもつような研修を行うこと。

14 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

なお、本文中の契約約款とは札幌市財政局管財部契約管理課所管「札幌市委託業務契約約款（土木設計）」をいう。

- (1) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は統括責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、委託者が定めた業務主任及び業務内容により定めた業務員をいう。
- (2) 「検査員」とは、設計業務の完了の確認を行う者で、委託者が定めた者をいう。
- (3) 「統括責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書、契約約款及び業務仕様書をいう。
- (5) 「指示」とは、担当職員又は検査員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (6) 「承諾」とは、受託者が委託者又は担当職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、委託者又は担当職員が書面により同意することをいう。
- (7) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (8) 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために統括責任者等と担当職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。

15 その他

- (1) 現地調査で施設内に立ち入る際は、担当職員を通してあらかじめ施設管理者と連絡を取り、日程・時間帯等について協議を行うこと。
- (2) 受託者は、契約約款第5条の規定に基づき、役務の全部若しくは一部を第三者に再委託しては

ならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (3) 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。なお、協力者が札幌市競争入札参加資格者である場合は、参加停止期間中であってはならない。
- (4) コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合も、委託者の承諾を得るものとする。
- (5) 受託者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。
- (6) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- (7) 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面びその他必要な物品等（以下、「貸与品等」という。）は、担当職員と協議のうえ貸与又は支給を受けること。
- (8) 受託者は、貸与品等の必要が無くなった場合は、速やかに担当職員に返却しなければならない。
- (9) 受託者は、貸与品等を責任を持って取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (10) 受託者は、業務仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (11) 受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。
- (12) 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (13) 受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を担当職員に報告しなければならない。
- (14) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を担当職員に報告し、必要な協議を行うものとする。
- (15) 受託者は、業務仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、速やかに委託者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。
 - ア 業務仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - イ 業務仕様書の表示が明確でないこと。
 - ウ 履行上の制約等業務仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - エ 業務仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- (16) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に洩らしてはならない。
- (17) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (18) 本業務に疑義が生じた場合は、業務主任と協議すること。
- (19) 本業務の設計にあたっては、FISが規定する国際競技規則に準拠しなければならない。
- (20) 本仕様書に定めのない事項については、下記仕様書に準拠すること。
 - ア 札幌市土木設計業務共通仕様書
 - イ 札幌市地質・土質調査業務共通仕様書
 - ウ 札幌市建築設計業務委託共通仕様書

別記：「個人情報取扱注意事項」

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。

3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下

「再委託」という。)してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式(本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。)に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

- 第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

- 第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

業 務 仕 様 書【土木編】

1 業務内容

(1) 地質調査

ジャンプ台基礎工の検討にあたり、支持地盤の位置を確認するため、土質ボーリング及び土質試験を行う。実施箇所、調査項目等は下記のとおり予定しているが、調査の状況を踏まえて業務担当者と協議の上、必要な調査項目、数量などの修正を行う。

[ボーリング及び土質調査 実施予定箇所及び調査項目] (想定)
ビデオ判定架台部 1箇所

ア 現地踏査

調査区域内を踏査して、踏査経路・露頭地点・野帳記載地点及び試料採取地点等を地形図に記入したルートマップを作成するものとする。

イ ボーリング・試料試験

調査項目	1 箇所当たり数量
ボーリング (オールコアφ66)	総延長：12m [①盛土：5m ②崖錐堆積物：2m ③強風化安山岩：5m(想定)]
標準貫入試験	12回 (1 回/m)
孔内水平載荷試験	3回 (基礎頭部位置から 5 ～ 10m 程度までの範囲)

ウ 土質試験

調査項目	1 箇所当たり数量
土粒子の密度試験	3試料 (各層 1 回)
土の含水比試験	3試料 (各層 1 回)
土の粒度試験	3試料 (各層 1 回)
土の液性限界試験	3試料 (各層 1 回)
土の塑性限界試験	3試料 (各層 1 回)

エ 現場内小運搬及び仮設等 (参考)

(ア) 現場内小運搬

種別	規格	数量
人肩運搬	50m以下	2日
モノレール運搬	50m超100m以下	2日

(イ) 足場仮設

種別	規格	数量
傾斜地足場	地形傾斜 30° 以上 ～ 45° 未満	1箇所

(ウ) その他間接調査費

種別	規格	数量
準備及び後片付け	—	1業務
調査孔閉塞	—	1箇所

カ 解析等調査業務

(ア) 既存資料の収集・現地調査

- a 関係文献等の収集と検討
- b 調査地周辺の現地踏査

(イ) 資料整理とりまとめ

- a 各種計測結果の評価及び考察 (異常データのチェック含む)
- b 試料の観察。
- c ボーリング柱状図の作成

(ウ) 断面図等の作成

- a 地質及び土性の判定

- b 土質又は地質断面図の作成（着色を含む）
- (エ) 総合解析とりまとめ
 - a 調査地周辺の地形・地質の検討
 - b 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - c 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - d 地盤の透水性の検討
 - e 調査結果に基づく基礎形式の検討
 - f 設計・施工上の留意点の検討
 - g 報告書の執筆

(2) ラージヒルインラン部実施設計

ア 設計計画

業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目について記載した業務計画書を作成する。

業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容、部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）、使用する主な機器、照査計画、その他現地踏査

イ 現地踏査

設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査にあたっては、現地での地形・地質等の自然状況、沿道、用地条件等の周辺状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握し現場条件を的確に設計に反映させること。

ウ 設計条件の確認

受託者は、設計図書に示されたジャンプ台の構造、荷重条件等設計施工上の基本的条件、国際競技規則等の文献を確認し、当該設計用に整理するものとする。

エ 縦断設計

受託者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮の上縦断線形を設計する。

オ 横断設計

横断図は（縮尺1/100または1/200）は、実測横断図を用い、標準として5m毎の測点について横断設計に基づき作成する。横断図には土層別の土量、法長及び幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

カ 付帯構造物設計

受託者は、インラン部の改修に伴い改修が必要な付帯構造物（防護版や人工芝等）の検討を行い、下図のとおり設計図を作成する。

図面名称	縮尺
構造一般図	1/50～1/500
構造寸法図	1/100～1/500
配筋図	1/50～1/100
詳細図	適宜

キ 排水設計

(ア) 流出量計算

受託者は、全体排水計画及び雨水流出量の計算を行う。ただし、汚水の流出量計算は、設備設計で算出するため、その点について留意すること。

(イ) 縦断及び配管計画

受託者は、下表の設計図を作成する。

図面名称	縮尺
計画平面図	1/500
縦横断図	V=1/100～1/200、H=1/500
埋設定規図	1/100～1/200

(ウ) 構造物

受託者は、管種・管基礎・仮設工法等の構造物の計算を行う。

ク 設計計算

受託者は、詳細設計計算に当たり、ラージヒルインラン部基本設計で決定されたジャンプ台構造形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、以下に示す事項について詳細設計を行うものとする。

ケ 設計図

受託者は、下表の設計図を作成する。周辺環境との関連、建築限界及び土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、発注者と協議により決めるものとする。

図面名称	縮尺
平面図	1/500～1/1000
縦断図	V=1/100～1/200、H=1/1,000
横断図	1/100～1/200
プロフィール図	1/500
標準断面図	1/100～1/200
軽量盛土構造詳細図	1/20～1/100
基礎工主要断面図	1/20～1/100
仮設工詳細図	適宜
構造一般図	1/50～1/500
配筋図	1/50～1/100

コ 数量計算

受託者は、設計成果に基づき数量計算を実施し、算出した結果は工種別、区間別にまとめた数量計算書を作成するものとする。

サ 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出する。

- (ア) 基本条件の設定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- (イ) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法が妥当であるかの確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- (ウ) 一般図を基に柱位置、柱区間割、支承条件及び地盤条件とジャンプ台の構造形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近傍等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- (エ) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。構造細目についても照査を行い、基準との整合性を図る。

シ 報告書作成

受託者は、報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、決定根拠となる構造令、基準等の図書名を明記し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

(ア) 設計条件

(イ) 申請手続きの取りまとめ

(ウ) 構造形式比較一覧表

(エ) 構造形式決定の経緯と選定理由

(オ) 構造各部の検討内容及び問題点、コントロールポイント

(カ) 主要材料、工事数量の総括

(キ) 施工段階での注意事項、検討事項

(3) 既存構造物の補修設計

既存ラージヒルにおけるランディングバーン下部の構造（鉄骨造）において、錆などの劣化が見られることから、基本設計の成果に基づき補修設計を行うことを目的とする。

ア 設計計画

イ 現地踏査

現地踏査を行い、当該業務の調査等に係る条件を確認するとともに、工事实施の際の施工条件の確認を目的に行う。また、貸与する基本設計成果との比較を行い、損傷状況を把握する。

ウ 補修工法選定

受託者は、基本設計成果の精査を行い、必要となる各検討を行い、各部位、部材の補修項目、補修工法の選定を行う。

エ 補修設計

基本設計での検討結果に基づき、各部位、部材の補修設計図、数量計算書を作成する。

当該業務で対象とする補修項目に応じて「上部工施工計画」「下部工施工計画」を立案し、当該工事における工事工程表を作成する。

施工計画の立案にあたっては、周辺環境に十分配慮し、設計図に施工時に配慮すべき事項を記載すること。

オ 設計図

補修設計により定められた諸条件で、一般図、詳細図等を作成する。

カ 数量計算

受託者は、設計成果に基づき数量計算を実施し、算出した結果は工種別、区間別にまとめた数量計算書を作成するものとする。

キ 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出する。

(ア)基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

(イ)施工にあたり、埋設物、支障物件、周辺環境との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

(ウ)設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法の確認を行い、施工時において品質上、安全上の配慮すべき事項について確認を行う。施工時に留意すべき事項について、図面上に注記されているかについて照査を行う。

(エ)設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。構造細目などについての照査を行い、基準等で定められているものについては、これとの整合を図る。新たに既設構造物に部材などを取り付ける場合は、取り扱いについて照査するとともに、定着部などが劣化の原因とならないよう照査を行う。

ク 報告書作成

設計業務の成果として、設計計算書、設計図、数量計算書、概算工事費、施工計画書、現地調査結果を取りまとめる。

なお、設計条件、補修計画策定検討結果に基づく、工法選定の経緯、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項、設計計算の主要結果・主要材料、工事数量の総括、施工段階での注意事項、検討事項について、解説し取りまとめて記載する設計概要書の作成を行う。

(4) その他

ア 本仕様書に定めのない事項については、各仕様書（札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市地質、土質調査業務仕様書等）及び業務担当者との協議によるものとする。

業 務 仕 様 書【建築・設備編】

1 業務内容（建築・設備）

(1) 業務の実施

ア 設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

(ア) 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下、「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、詳細な範囲は以下のとおり。

なお、本業務は技術提案・交渉方式の適用業務である。

- ・ 建築（総合）実施設計
- ・ 建築（構造）実施設計
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計

(イ) 追加業務の詳細な内容及び範囲については以下のとおり。

- ・ 建築積算業務 (RIBC2利用)
- ・ 電気設備積算業務 (RIBC2利用)
- ・ 機械設備積算業務 (RIBC2利用)
- ・ 計画通知申請手続き業務
- ・ 概略工程表作成
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 透視図作成
- ・ 建築基準法等に係る許可・認定の手続き
- ・ アスベスト含有建材等使用状況調査（分析調査を除く）
- ・ 建築物衛生法における特定建築物の事前協議及び手続き
- ・ 敷地外の上下水道、ガス、通信等の調査及び協議
- ・ 数量を拾った箇所や範囲を示す図面等の資料作成
- ・ 改修材料等変更に伴う固定荷重増による構造検討
- ・ アスベスト成分分析調査（アスベスト成分分析調査特記仕様書による）

注1) 「RIBC2」とは営繕積算システムRIBC2（（財）建築コスト管理システム研究所）をいう。

注2) 積算業務は原則として業務仕様書で指定されたシステムを利用するものとするが、これによらない特別な事由がある場合は担当職員と協議すること。

注3) 「積算業務」とは、告示に示す「標準業務」及び「標準業務に不随する追加的な業務」のほか、本業務仕様書【共通】2.技術協力について に示す工事費用の確認・把握を行うことをいう。

注4) 上記に示す計画通知申請手続き業務に関して、本業務において構造等の詳細検討を行ったうえで、関係各所との協議により申請が不要となった場合は、その協議を以って完了したものとする。

イ 受託者は、業務を実施するに当たり、業務仕様書及び担当職員の指示を基に設計方針の策定等（告示別添一第1項第一号イに掲げる業務内容をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、担当職員の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献並びにその計算過程を明記するものとする。

エ 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

オ 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、主任設計者と担当職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が打合せ

記録簿（書面あるいはデータ）に記録し、相互に確認しなければならない。

- カ 別途整備に関する検討を進めている、大倉山ジャンプ競技場へのノーマルヒル併設化（以下、「デュアル化」という。）や昇降設備・山頂駅舎等について、発注者と密に情報交換を行い、必要に応じて設計内容の整合性を確保するなど、対応に配慮すること。

（２） 業務の概要

ア 計画施設概要

施設名称 大倉山ジャンプ競技場
敷地の場所 大倉山ジャンプ競技場：札幌市中央区宮の森1274ほか
施設用途 令和6年国土交通省告示第8号 別添二

【改修】

- ・国際競技規則に適合するジャンプ台形状への改修及び競技設備の改修（以下、「ラージヒル改修」という。）に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事の設計を行う。

ラージヒルジャンプ台 : 類型第3号第2類
スタートハウス : 類型第5号第1類
既設飛形審判棟 : 類型第4号第1類
運営本部棟 : 類型第4号第1類
スタートゲート屋根^{※1} : 建築物（想定）^{※2}
テレビ中継用架台^{※1}（A）（B） : 指定工作物には該当しない（想定）^{※2}
ビデオ判定用架台^{※1} : 指定工作物には該当しない（想定）^{※2}

※1 解体、新築を行うもの。

※2（想定）と示すものの取り扱いについては、後述する「イ 設計と条件(ウ)その他設計と条件」を参照のこと。

イ 設計と条件

（ア）敷地条件

a 敷地の面積 大倉山ジャンプ競技場：87,322.20 m²

b 用途地域及び地区の指定

用途地域	市街化調整地域（容積率200%、建ぺい率60%）
緑保全創出地域	里山地域
風致地区	北海道神宮風致地区 第一種
景観計画区域	景観計画区域
その他	宅地造成等工事規制区域

c 施設の条件

（a）施設の延べ面積

【改修】

ラージヒルジャンプ台 : 8,240.00m²
スタートハウス : 284.70m²
既設飛形審判棟 : 353.28m²
運営本部棟 : 2,723.00m²
スタートゲート屋根 : 延長25.0m、幅4.0m、高さ4.0m
テレビ中継用架台（A） : 7.31m²、高さ7.1m（既存同等と想定）
テレビ中継用架台（B） : 6.84m²、高さ4.1m（既存同等と想定）
ビデオ判定用架台 : 7.20m²、高さ10.2m（既存同等と想定）

（b）主要構造

【改修】

ラージヒルジャンプ台 : 鉄骨造（インラン部）
スタートハウス : 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

地上2階地下1階建

既設飛形審判棟 : 鉄骨造地上4階建
運営本部棟 : 鉄骨鉄筋コンクリート造

地上4階地下1階建

スタートゲート屋根 : 鉄骨造(想定)
テレビ中継用架台(A) : 鉄骨造(想定)
テレビ中継用架台(B) : 鉄骨造(想定)
ビデオ判定用架台 : 鉄骨造(想定)

(c) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。
(選択項目のうち、○印の付いたものを適用する。)

【運営本部棟】

構造体 (・ I類 ○ II類 ・ III類)
建築非構造部材 (・ A類 ○ B類)
建築設備 (・ 甲類 ○ 乙類)

【運営本部棟以外】

構造体 (・ I類 ・ II類 ○ III類)
建築非構造部材 (・ A類 ○ B類)
建築設備 (・ 甲類 ○ 乙類)

なお、改修に当たっては運営本部棟が指定避難所であることに留意して設計すること。

(イ) 建設の条件

a 建設予定工期 令和9年(2027年)度～10年(2028年)度
 ※デュアル化については後年次(令和10年(2028年)度以降)での施工を想定

b 工事概要

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修工事に伴う建築工事及び設備工事を行う。

(ウ) その他設計と条件

a 条件

(a) 共通

- ・「大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修基本設計等業務(以下、「基本設計」という。)」の成果に基づき設計を行うこと。
- ・スキージャンプ競技における各種規則等に準拠した設計を行うこと。
- ・工事期間中もオリンピックミュージアムやスタートハウス、リフトなどの運営を継続する居ながら改修を前提とし、施設の利用制限などが発生する場合には施設運営者と協議を行うとともに、来場者の安全性確保などに配慮した設計とすること。
- ・山頂駅の機能強化及び昇降機設備の整備については、現在の所有者が札幌振興公社であるため本業務の対象外とするが、本業務においては給排水設備の接続(負荷や経路)などに配慮した設計を行うこと。
- ・後年次でのデュアル化工事において手戻りや既存施設への影響が最小限となるほか、各設備の構成が効率的となるよう、ラージヒル改修の設計を行うこと。
- ・施設の配置や平面計画、求められる機能等については競技団体をはじめとする関係者からの意見を反映させた設計を行うこと。
- ・省エネルギー、省資源化、長寿命化など環境負荷の少ない持続可能性に配慮した設計を行うこと。
- ・法規制等に基づく必要な手続きを整理し担当職員へ報告すること。また、概略工程表はそれらの手続きに要する日数を反映したものとすること。
- ・その他詳細については担当職員の指示によること。

(b) 建築

- ・運営本部棟選手控室拡張について、選手控室と一体になっているトレーニングルームは工事期間中も継続利用するため、仮設計画など配慮すること。

- ・テレビ中継用架台の配置・高さについては、中継映像を考慮した設計を行うものとし、カメラ映像のシミュレーションなどを用いて、在札テレビ局各社と協議を行うこと。
- ・電気設備における電光掲示板改修に伴い、基礎及び鋼製枠が広告塔として計画通知の申請対象となる可能性があるため留意するとともに、関係各所と協議を行い、法規制等に基づく必要な手続きを円滑に行えるよう、資料作成などを行うこと。
- ・「ア 計画施設概要」において取り扱いを（想定）としているスタートゲート屋根、テレビ中継用架台、ビデオ判定用架台について、基本設計において関係各所との協議により想定される取り扱いを整理しているが、特にスタートゲート屋根に関しては仕様により計画通知の要否が異なるため、本業務において構造に関する詳細な検討を行ったうえで、関係各所と協議により法令上の最終的な取り扱いについて整理を行うこと。
- ・計画通知の申請が必要な場合、原則として令和8年9月30日までに申請を行えるよう、計画通知書を令和8年8月28日までに担当職員へ提出すること。

(c) 電気設備

- ・屋外照明設備について、基本設計における専門メーカーのシミュレーションによる照度分布図などを基に、グレアの抑制等に配慮し、競技者・観戦者・映像中継等それぞれが快適な環境となるよう設計することとし、光害についても十分留意すること。また、選手スタート位置及び表彰台を照らす照明については、競技団体や在札テレビ局各社からの意見を反映させた設計を行うこと。
- ・計測設備及びデータ処理設備について、他設備との連携含め適切な大会運営を行える堅牢なシステムとすること。
- ・機器配置や配線ルートについては、維持管理性や更新性に配慮した設計とすること。

(d) 機械設備

- ・給・排水設備の改修にあたっては、断水等により既存施設の運営に与える影響が最小限となるよう設計に留意すること。
- ・排水設備については急傾斜地に設置されるものであることから、配管内の残留物や流速を考慮した設計とすること。
- ・人工降雪設備及びクーリングシステムは大会運営や選手育成への影響が大きい設備であることから、求められる性能を十分に発揮できるよう設計を行うこととし、機器選定等については必要に応じて専門メーカー等からヒアリングを行うなど、確実性のある検討を行うこと。
- ・機器設置に必要な基礎について、他工種と連携し適切に設計すること。
- ・機器配置や配管ルートについては、維持管理性や更新性に配慮した設計とすること。

ウ 適用基準等

実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行うものとし、特別記載のない場合は国土交通省大臣官房営繕部制定または監修したものによる。

建築	(年版等)	備考
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	(令和7年版)	
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	(令和7年版)	
建築物解体工事共通仕様書	(令和4年版)	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の解説	(令和3年版)	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	(平成8年版)	

建築積算等	(年版等)	備考
公共建築工事積算基準	(令和5年版)	
建築数量積算基準・同解説	(令和5年版)	
建築工事内訳書標準書式・同解説	(令和5年版)	

設備	(年版等)	備考
公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	(令和7年版)	
公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)	(令和7年版)	
公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	(令和7年版)	
公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	(令和7年版)	
公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)	(令和7年版)	
公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)	(令和7年版)	
建築設備計画基準	(令和6年版)	
建築設備設計基準	(令和6年版)	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の解説	(令和3年版)	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	(平成8年版)	
建築設備耐震設計・施工指針 (日本建築センター)	(2014年版)	
設備積算	(年版等)	備考
公共建築工事積算基準	(令和5年版)	
公共建築設備数量積算基準・同解説	(令和6年版)	
公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)・同解説	(平成30年版)	

- (ア) 受託者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (イ) 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

エ 提出書類

成果物等	原図	写し	形態
建築（総合）			
建築（総合）設計図縮小版	各1部	4部	A3製本
建築（総合）設計図縮小版		1部	A3バラ
計画通知図書（縮小図面）		2部	A3折り図
建築（構造）			
建築（構造）設計図縮小版	各1部	4部	A3製本
構造計算書	各1部	2部	
建築（構造）設計図縮小版		1部	A3バラ
構造計算プログラムの入力データ	一式		CD-R等
電気設備			
電気設備設計図縮小版	各1部	4部	A3製本
電気設備設計計算書	各1部	2部	
計画通知図書（縮小図面）		2部	A3折り図
機械設備			
機械設備設計図縮小版	各1部	4部	A3製本
機械設備設計計算書	各1部	2部	
計画通知図書（縮小図面）		2部	A3折り図
共通			
工事費確認書	一式		優先交渉権者からの見積に対する価格検証等
追加業務			
建築工事積算数量算出書	1部	1部	
建築工事積算数量調書（データ）	1部	1部	CD-R等
電気設備工事積算数量算出書	1部	1部	
電気設備工事積算数量調書（データ）	1部	1部	CD-R等
機械設備工事積算数量算出書	1部	1部	

機械設備工事積算数量調書（データ）	1 部	1 部	CD-R等
構造計算適合判定に関する資料	一式		
概略工程表		3 部	
リサイクル計画書		1 部	
透視図（データ含む）	1 部	3 部	CD-R等
敷地外の上下水道、ガス、通信等の調査及び協議に関する資料		2 部	
設備設計数量を拾った箇所や範囲を示す図面等		2 部	
建築物衛生法における特定建築物の事前協議及び手続きに関する資料	一式		
改修材料等変更に伴う固定荷重増による構造検討	一式		
アスベスト成分分析調査資料	一式	2 部	
上記のほか、各種法令等に基づく手続き及びそれに関する資料	一式		
資料等			
各種技術資料	一式		
記録図書類	一式		
CADデータ	一式		CD-R等

注）建築（構造）・電気及び機械設備の成果図書は、建築（総合）実施設計の成果図書の中に含めてもよい。

注）CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に担当職員と協議する。

（別表）実施設計 図面目録

建築（総合）設計図	縮尺	適用
特記仕様書		
仕様概要表		
仕上げ表		
面積表及び求積図		
敷地案内図		
配置図		
各階平面図		
断面図		
立面図（各面）		
矩計図（主要部詳細図）		
展開図		
天井伏図、床伏図等		
平面詳細図		
断面詳細図		
部分詳細図		
建具表		
仮設及び安全計画図		
建築（構造）設計図	縮尺	適用
構造設計図		
(1) 伏図		
(2) 軸組図		

(3)各部断面図		
(4)標準詳細図		
(5)各部詳細図		
構造特記仕様書		
電気設備設計図	縮尺	適用
受変電設備図		
単線結線図		
動力設備図		
電灯設備図		
屋外照明設備図		
弱電設備系統図		
計測・データ処理設備図		
拡声設備図		
テレビ共同受信設備図		
テレビ中継設備図		
自動火災報知設備図		
構内配線経路図		
屋外強電設備図		
屋外弱電設備図		
その他（ ）		
機械設備設計図	縮尺	適用
換気設備図		
給水設備図		
排水設備図		
消火設備図		
自動制御設備図		
特殊設備図（クーリングシステム、人工降雪設備）		
屋外設備図		
電気・機械共通図	縮尺	適用
特記仕様書		
機器表		
敷地案内図		
配置図		

※縮尺について特記ない場合は担当職員との協議によること

- (ア) 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合には、あらかじめ担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (イ) 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、担当職員と協議を行うものとする。
- (ウ) 受託者は、業務仕様書に規定がある場合又は担当職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行わなくてはならない。

アスベスト成分分析調査特記仕様書

1. 調査内容

大倉山ジャンプ競技場の運営本部棟、審判棟、スタートハウスの内部天井・壁仕上材等
・成分分析調査：6箇所（各建物につき、天井1箇所、壁1箇所）

2. 業務概要

- ・対象建材について試料を採取・分析し、アスベスト含有量の調査を行い、結果をまとめ報告すること。
- ・成分分析はJIS A1481-1又はJIS A1481-2に基づき、調査を実施すること。（定性分析のみ）
- ・試料採取後は、飛散防止剤を塗布した上、機能・美観を損ねないよう簡易補修を行うこと。

3. 提出書類

- ・アスベスト成分分析調査報告書（製本〇部、CD-R又はDVD-R〇部）
- ・写真（調査前、養生完了時、調査中、調査後、復旧後）
- ・その他、業務主任が指示するもの

4. その他

（1）調査者について

建築物石綿含有建材調査者により調査すること。

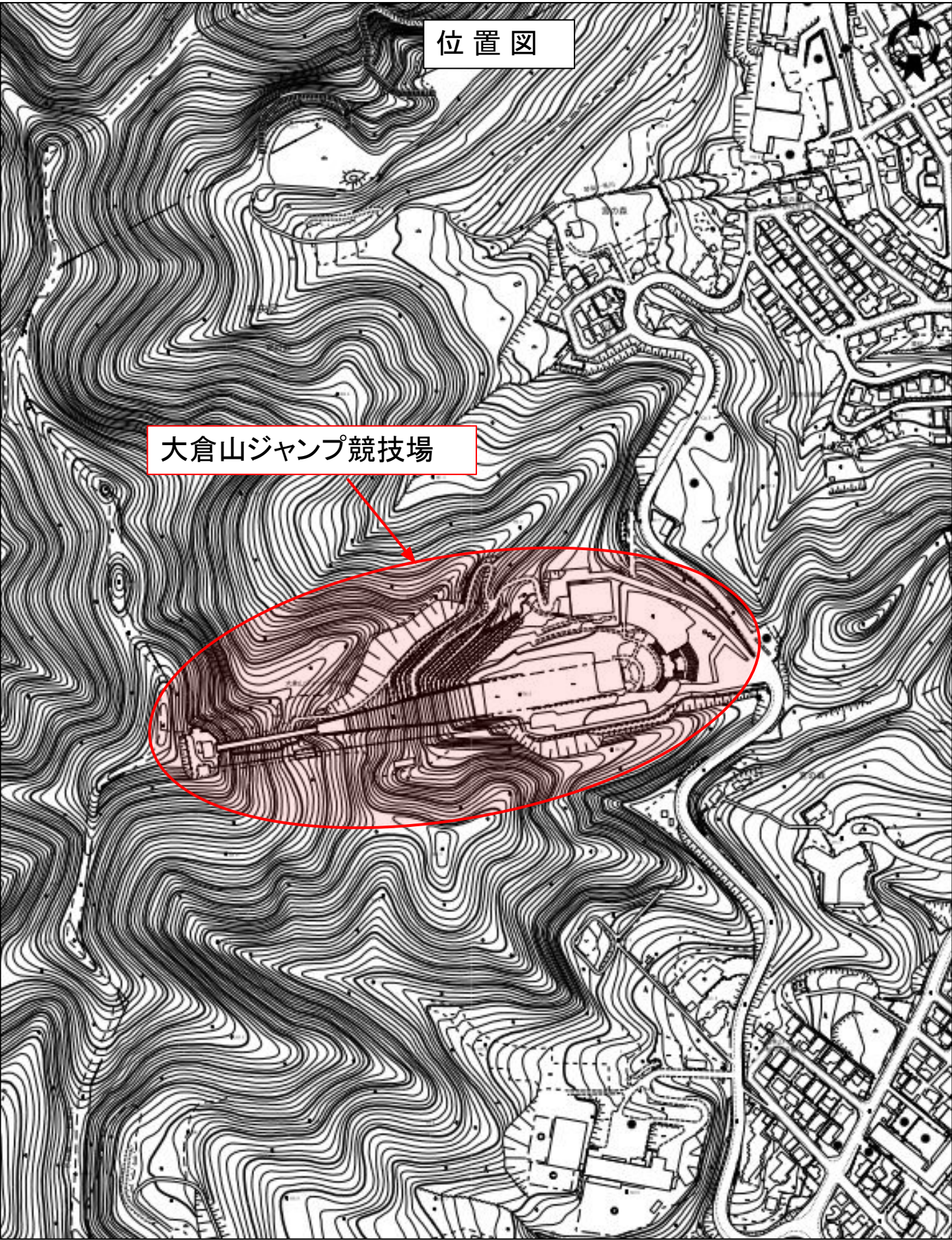
（2）試料の除去等について

次の事項を業務計画書に記載すること。

- ・除去の工法
- ・除去物及び汚染物の処理
- ・除去後の仕上げ
- ・除去物の飛散防止
- ・試料等廃棄物の保管及び処理

※廃棄物の処理及び清掃に関する法に従って適正に処理すること。

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修実施設計等業務



大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修工事に関する 設計協力協定書（案）

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修工事（以下、「本工事」という）に関して、札幌市（以下「発注者」という）、〇〇〇〇（以下、「設計者」という）及び〇〇〇〇（以下、「優先交渉権者」という）は、以下のとおり設計協力協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は本工事において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の技術提案に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第 2 条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 前項の規定による調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力するものとする。

3 本設計の実施にあたり、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者で協議が必要となる項目の選定及びそれらを反映した全体の業務工程表について、本協定の締結後速やかに三者の合意事項として整理するとともに、それに基づき設計に係る協議を行うものとする。

4 優先交渉権者が提出した技術提案又はその技術情報に瑕疵があり、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については一義的に優先交渉権者が責任を負うものとし、技術提案又はその技術情報の設計への反映に瑕疵があった場合は、設計者が責任を負うものとする。

5 発注者、設計者、優先交渉権者の役割分担は別表のとおりとする。

（秘密保持）

第 3 条 発注者、設計書及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。

（有効期限）

第 4 条 本協定は、本協定締結の日から発注者及び設計者が締結している実施設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第 5 条 本協定書に定めのない事項又は定める事項に係る疑義は、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 3 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地

商号又は名称

代表者

設計者

所在地

商号又は名称

代表者

優先交渉権者

所在地

商号又は名称

代表者

設計業務及び技術協力業務における役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
前提条件及び不確定要素の整理	前提条件等の不明点及び不確定要素の確認	前提条件等の不明点及び不確定要素の提示	前提条件等の不明点及び不確定要素の整理（資料作成）
優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討	技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示	技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出	技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理
追加調査	- 追加調査の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への指示 - 追加調査の実施※¹	- 追加調査の提案 - 追加調査の実施※²	- 追加調査の提案 - 追加調査の実施※²
地元及び関係行政機関との協議	地元及び関係行政機関との協議の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、協議の実施	地元及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等※²	地元及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等※²
学識経験者への意見聴取	学識経験者への意見聴取の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等※²	学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等※²
設計の実施	- 設計内容の確認 - 設計内容を踏まえた追加提案、検討の指示	- 技術提案部分を含めた設計の確認・照査 - 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 - 施工計画の作成	- 指示された技術提案内容の設計への反映 - 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 - 設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 - 施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	- 設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積依頼 - 設計者から提出された資料に基づく見積りの評価（見積の妥当性確認、参考額又は予定事業規模との乖離の確認等） - 全体工事費の確認※³ - 施工中の歩掛調査の必要性判断	- 見積り・見積条件・根拠の作成 - 全体工事費の算定※³	- 見積条件と設計の整合性確認 - 発注者が行う見積りの評価に必要なとなる資料の作成（複数社の見積りによる価格等の比較、積算基準との乖離の有無の確認、その他発注者の求める資料等） - 見積り、全体工事費の把握
事業工程の管理	設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理	設計に基づく工事工程の作成	工事工程と設計の整合性確認
三者間の協議	設計に係る調整・協議結果の承認	打合せ・協議への参加、必要資料作成	- 打合せ・協議の開催準備、運営 - 打合せ・協議への参加、必要資料作成

※¹ 発注者が設計業務、技術協力業務とは別に発注する場合※² 発注者から指示があった場合※³ 全体工事費の算定における具体的な方法や精度については設計の進捗状況とともに見直しを行う。